

池田市保健事業と介護予防の一体的実施に係る業務委託仕様書

1 業務名

池田市保健事業と介護予防の一体的実施に係る業務

2 業務の目的

本業務は、地域における健康計測会等をはじめ、池田市後期高齢者医療被保険者に対する糖尿病性腎症重症化予防や高血圧・心疾患重症化予防の実施に加え、要介護状態に至る前の高齢者に対する様々な心身機能の低下（フレイル）を予防する取組みや介護予防プログラムの実施を一体的に実施することで、池田市民の健康意識や健康診査受診率の向上をはじめ、市民の QOL の向上、医療費適正化、健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。なお、単年度契約であるが、初年度を含む5年間程度（令和13年3月まで）の継続委託を原則とする。ただし、履行状況が良好と認められる場合に限る。

4 履行場所

池田市内

5 業務の内容

プロポーザルの提案内容には、下記のⅠ～Ⅳの項目を基本としつつ、本事業の目的を最大化するための独自のノウハウや創意工夫を用いた効果的な企画内容を提案すること。

Ⅰ. 共通業務

(1) 事業の広報

事業を市民に広報するにあたり「いつも yobou いけだ」の名称を用い、以下のロゴを広報利用すること。また、周知・広報の一環として、大阪府が実施する健康づくりプラットフォーム整備等事業（アスマイル。次期アプリ含む。）を活用するため、参加者に対して、事業実施時に QR コードを掲示し、ポイントを付与する取組について、協力すること。



(2) 定例会議の開催

全体の課題等を共有する定例会議を年2回以上実施する。また、その他必要に応じて実施する。

(3) 報告及び検証等

ア 受託者は業務完了後に、各業務における報告に加えて、全体における事業実施の効果や課題及び課題に対する対応策など、次年度以降の効果的な事業実施につながられるよう、分析結果を報告書にまとめて、本市へWord、Excel等の編集可能な形式のデータで納品すること。また、本業務に関する国や府への報告資料の作成に協力すること。

イ 受託者は業務完了後に、本業務で取り扱った個人情報を消去するとともに、本市が提供したCD-Rについては裁断・粉碎処理を行うこと。また、裁断・粉碎処理後に本市へ報告書を提出すること。

ウ 受託者は、対象者や参加者等から苦情を受けた場合又は事故が発生したときは、速やかに本市に報告するとともに、その記録を提出すること。

(4) 問い合わせに係る対応

各業務における対象者や参加者等からの質問等に随時迅速かつ適切に対応するため、電話受付窓口を設置すること。

(5) 事故に係る対応

事故等による責任及び損害賠償等は受託者に帰属する。また、参加者等が事故にあった場合や対象者や参加者等との間に苦情やトラブルが生じた時は、適切な措置を講じるとともに、直ちに本市に報告しなければならない。

(6) セキュリティ

ア 秘密の保持

i 本業務の契約の期間中もしくはこの契約が終了し、又は解除された場合において、この契約に係る業務上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならず、また不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関する必要な事項を従事者に周知しなければならない。

ii 本市が保有する個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法、池田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年池田市条例第24条）及び池田市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年池田市規則第18号）を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な

措置を講じる。

イ 個人情報の適切な管理

- i 個人情報の管理要領等を定め、適切な収集や管理等に係る規定等を整備する。
- ii 個人情報の管理者を設置し、受託者における個人情報等の保護の責任、役割分担の明確化に努め、体制を整備する。
- iii 個人情報を取り扱う従事者に対し、研修等を年1回以上実施する。
- iv 個人情報を記録した帳票等の媒体は、施錠できるキャビネット等に保管する。
- v 個人情報等を管理するコンピュータについては、情報セキュリティ事故対策（パスワードによるアクセス制御等）を講じる。

(7) 実施体制

- ア 大阪府内に事業所を設置し、本市の求めに対して迅速に対応できる体制であること。
- イ この仕様書に基づく業務の実施に当たり、適正な履行が実施できるよう業務責任者、保健師や管理栄養士、理学療法士などの専門職のスタッフなどの人員体制、組織体制等を整えること。また、本業務を担当する統括責任者及び従事者を指定し、本市に報告する。なお、統括責任者は、十分な知識と実績を有する担当者とする。
- ウ プライバシーマークもしくは ISO27001 を取得し、業務上の守秘義務を守る体制で実施すること。
- エ 本市と連携を密にし、指導に従うとともに、円滑な業務遂行に努めること。

(8) 成果品の帰属

業務の成果品の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとし、業務により得られた成果品、資料、情報等について、受託者は、本市の許可なく第三者に公表し、貸与し、使用し、複製し、又は漏えいしてはならない。

(9) その他

- ア 受託者は、業務を遂行するに当たり、本業務の内容及び目的を十分に理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進める。また、本業務を実施するに当たっては、労働基準法、池田市情報セキュリティポリシーのほか、関係する法令を遵守し、仕様書に従い忠実に履行しなければならない。
- イ 受託者は、業務を円滑に遂行するため、適宜、本市との打合せを行う。
- ウ 受託者は、業務の進捗について、適宜、本市への報告を行う。また、本市から報告の求めがあった場合は、速やかにこれに対応する。
- エ 受託者は、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、事前に本市と協議し、必要と認められた場合は、業務の一部を第三者に委託することが

できる。

オ 業務の完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足その他の必要な措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。

カ 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、本市及び受託者両者の協議において決定する。

II. 池田市健康計測会等業務

池田市健康計測会等業務は、池田市民の健康への意識を高めるとともに、フレイル予防、健康診査受診率の向上をめざして、地域における健康計測会等を実施することにより、健康無関心層へのアプローチを行うとともに、市民のQOLの向上と、医療費適正化、健康寿命の延伸を図ることを目的とする。企画内容や年間スケジュール等の詳細については、事前に本市と十分に協議のうえ、決定する。

【対象者】

20歳以上の池田市民

(1) 健康計測会等業務

ア 対象者に対し、生活習慣病予防や介護・フレイル予防につながるような健康計測のほか、食事や運動などの健康づくりに関する健康講座、専門職による健康相談、各種健康に関する啓発などのほか、来場者が楽しみながら体験できるプログラムなど、一般的な健診では測定できないような項目を市内会場で実施すること。

(以下、「健康計測会」という。)健康計測会の規模の大きさは問わないが、実施場所は、市内の地域バランスを考慮したうえで市内各所で実施するとともに、市内の各種イベントや地域のコミュニティ等と連携するなど広く周知し、市民が参加しやすい形態・場所で実施すること。

イ 実施回数は、年15回以上で、合計で延べ1,500人以上が参加するよう企画とすること。

※参考として24回実施した場合の見積書も提出すること。

ウ 健康計測会で実施する測定項目は、気軽に短時間で計測できる内容を充実するとともに、1会場当たりの参加人数を50名以上とした計画内容にすること。また測定項目は本市と協議の上、決定すること。

エ 健康計測会では、年間を通して医師などの専門家による講演など健康に関して学ぶことができるような取り組みや、計測結果に基づく参加者への結果解説、改善への方策を専門家よりアドバイスしてもらえるようにするなど、行動変容につながる取り組みとすること。また、健康診査受診率やフレイルの認知度向上に向けた

啓発やパンフレット配布に加え、下記Ⅳの事業案内用のチラシやポスター掲示も併せて実施し、下記Ⅳの事業への参加につなげること。

- オ 健康計測会では、計測後、健康相談に誘導し、本人の同意のもと可能な範囲で氏名、生年月日、連絡先等の提供を受け、継続的な支援につなげること。
- カ 健康計測会の内容や測定にかかる時間がわかるチラシやポスターを作成・印刷し、市内公共施設での掲示や、会場周辺の自治会等への配布を行う等、広く市民に対し周知・広報を行い、健康無関心層にも届くよう積極的なアプローチを図ること。なお、作成物の内容にあたっては、本市と協議の上、決定するとともに、電子データを提出すること。また、その他集客に効果があると思われる広報、SNS等の媒体を活用するなど多様な手法の活用も検討すること。
- キ 事前申込みの必要なプログラムがある場合は、事前申込みの受付を電話や WEB で行うこと。また、申込状況を随時集約のうえ本市へ報告すること。
- ク 受託者は、参加者等から質問等があった場合には、迅速かつ適切に対応すること。
- ケ 当日は参加者にアンケートを実施し、参加者の健康意識の変化等の確認を行うこと。なお、アンケート項目については本市に提案の上、協議し決定すること。また、健康計測会への参加やアンケートへの参加を促すための取組みとして、特典などを検討すること。
- コ 健康計測会の会場が広い場合は、来場者が各種プログラムを回遊できるよう会場 MAP 等を掲載した資料を作成し、当日配布すること。
- サ 健康計測会の実施にあたっては、会場施設との事前調整、出展する団体や講師等への依頼や事前調整、当日に必要な機材や物品等の調達をはじめ、当日の設営、受付、案内誘導、運営・進行、アンケートの配布・回収、会場撤去、ごみ搬出等、健康計測会実施に関する準備から運営までのすべてを行うこと。なお、出展者や講師等については、事前に本市と協議し、決定すること。
- シ 当日のイベント運営、スケジュール、会場全体のレイアウト図等の作成を行い、事前に本市へ共有すること。
- ス 実施にあたっては、感染症等の感染対策を十分踏まえた対応を行うこと。

(2) 報告及び事業評価について

- ア 受託者は本事業の計画や事業及び進捗、実績、集計等の内容について、必要に応じて本市と打合せを行うこと。また協議の内容について議事録を作成し、受託者及び本市の両方で共有すること。
- イ 事業実施後概ね1か月以内に、健康計測会の事業評価を毎回行うとともに、アンケート結果から事業参加による行動変容、効果などの効果検証を実施すること。事業評価において課題が明らかになった場合は、事業実施報告書に明記するとと

もに、課題解決策を明示すること。事業評価を行うにあたっては、市民の QOL の向上、健診受診率の向上、医療費の適正化などについて数値で表すなど、相応の根拠を用いて行うこと。また、実施結果及び同結果の集計・分析については、報告書にまとめて、本市へ Word、Excel 等の編集可能な形式でデータと紙媒体両方で納品すること。

ウ 受託者は、事業参加者から苦情を受けた場合又は事故が発生したときは、速やかに本市へ報告するとともに、その記録を提出すること。

(3) 費用の負担及び委託事業における成果連動

本業務にかかる全ての経費（健康計測会チラシやポスターの作成、通知文書や健康計測会チラシの送付に係る郵便料、電話等の通信費、事業実施に必要な交通費、業務報告に係る書類作成経費、会場利用料、講演会講師の謝礼等）は受託者の負担とする。

また、成果連動は、本業務の委託料全体のうち 10%相当とし、事業完了後に委託料最低保証部分と併せて支払うものとする。成果連動部分は、次表の成果指標により事業の実績に応じ、支払うものとする。

○成果指標及び成果指標報酬額

ア 健康計測会参加人数（委託料の 5%相当）

参加人数	成果連動額に対する割合
1,000人未満	0%
1,000人～1,199人	65%
1,200人～1,349人	75%
1,350人～1,499人	85%
1,500人以上	100%

イ 健康計測会の参加年齢層の割合（委託料の5%相当）

20歳以上64歳未満の割合	成果連動額に対する割合
20%未満	0%
20%以上30%未満	65%
30%以上40%未満	75%
40%以上50%未満	85%
50%以上	100%

※成果連動部分は、事業報告後に各参加人数を確認の上、支払を行う。

Ⅲ. 池田市後期高齢者糖尿病性腎症等重症化予防推進業務

池田市後期高齢者医療被保険者（以下、「被保険者」という。）に対して、糖尿病性腎症重症化予防及び高血圧・心疾患重症化予防を実施することにより、腎症や心疾患の悪化、重症化の阻止又は遅延を目的とする。企画内容や年間スケジュール等の詳細については、事前に本市と十分に協議のうえ、決定する。

【対象者】

75歳以上の被保険者（詳細は本市と協議のうえ、決定する）

(1) 糖尿病性腎症重症化予防業務及び高血圧・心疾患重症化予防業務

ア 事業の企画立案から事業実施、事業評価までを本市と調整・協議の上、実施すること。また、事業実施前に事業計画書を本市に提出すること。

イ 指導候補者の抽出については、KDBシステムやレセプトデータをもとに、条件・優先順位・作業方法等を本市と協議の上、決定すること。

ウ 抽出した対象者に対し、案内チラシ、参加同意書等を作成し、印刷の上、送付すること。また、作成物の内容に当たっては、本市と協議の上、決定すること。

エ 指導候補者の中から保健指導参加の同意が得られた指導対象者について、北部・南部地区（介護保険事業計画に定める日常生活圏域のこと）の区分と実施人数、指導内容、費用明細が明確に分かるように管理すること。また、保健指導の実施にあたっては、対象者の健康意識の喚起、行動変容、生活習慣の改善につながる取組みを保健師や管理栄養士などの医療専門職で実施すること。

(参考) 日常生活圏域の具体的範囲

圏域	小学校区
北部地区	池田、細郷、秦野、五月丘、緑丘、石橋（旭丘、井口堂）
南部地区	北豊島、呉服、石橋（旭丘、井口堂除く）、石橋南、神田

- オ 指導対象者が治療中の場合、治療方針と保健指導の整合性を図るため、主治医に対し情報提供書の提供を依頼すること（情報提供料（令和7年度は1通3,300円）の支払い含む）。また、情報提供書の内容については、本市と協議の上、決定すること。
- カ 保健指導については、指導対象者あたり6回実施すること（1回目を初回評価、2～3回目を中間評価、4～6回目を最終評価とする）。また実施形態については、訪問、対面もしくは電話など、指導対象者の状況に適した形態で実施すること。なお、保健指導は、糖尿病性腎症については、日本医師会、日本糖尿病対策推進会議との連携協定に基づく「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」等を、高血圧・心疾患については、日本高血圧学会発行「高血圧管理・治療ガイドライン」等を参考に行うこと。また、保健指導媒体については、本市と協議の上、決定すること。
- キ 初回・中間・最終評価の各保健指導後3週間以内に、健康増進課へ保健指導の内容を報告書として提出すること。また、健康増進課の確認後、指導対象者が治療中の場合は、主治医へ初回・中間・最終評価をフィードバックすること。主治医のない指導対象者については、健康増進課にフィードバックするとともに、医療機関につなげる指導を行うこと。
- ク 事業実施後は効果測定のための血液検査を実施、または検査結果の聞き取りを行うこと。
- ケ 指導対象者にならなかった指導候補者に対しても注意喚起を促すような対策（医療機関への受診勧奨も含める）を実施すること。実施にあたっては、本市と協議し、実施内容を決定すること。
- コ 保健指導を実施する実人数は25名以上とする。ただし、保健指導が6回完了しない者がいる場合は、本市と協議すること。
- サ 指導対象者のうち前年度の健診結果等で尿蛋白（±）の判定が出ている者については、微量アルブミン尿の可能性を考慮し、腎症の早期発見という観点から、医療機関での尿アルブミン測定を推奨すること。
- シ 本市または受託者が必要と認める場合は、事業について情報共有や意見交換を行い、実施内容の向上に努めること。

(2) 報告及び事業評価について

- ア 受託者は本事業の計画や事業及び進捗、実績、集計等の内容について、必要

に応じて本市と打合せを行うこと。また協議の内容について議事録を作成し、受託者及び本市の両方で共有すること。

イ 事業評価にあたっては、指導対象者については事業実施前後の状況（運動への取り組みや血液検査の結果を含む）や、今後の見込み、効果等を報告すること。

ウ 年に一度（3月を予定）開催する連絡会議に出席し、事業進捗状況（報告書を作成）を報告すること。報告書の作成部数は委託者の指示に従うこと。

エ 上記アの事業評価を北部地区・南部地区ごとにそれぞれ行うとともに、効果検証を実施すること。

オ 事業評価において課題が明らかになった場合は、事業実施報告書に明記するとともに、課題解決策を明示すること。

（3）費用負担及び委託事業における成果連動

本業務にかかる全ての経費（主治医の情報提供書作成料、通知文書の作成、通知文書やチラシの送付に係る郵便料、電話等の通信費、事業実施に必要な交通費、重症化予防の成果指標判定のための血液検査料、業務報告に係る書類作成経費等）は受託者の負担とする。ただし、重症化予防への参加申込にかかる返信費用は本市の負担とする。

受託者は本業務を実施するにあたり、見積金額のうち最低保証部分は契約金額の90%とし、残りの10%部分は次表の成果指標から決定される金額を支払金額とする。

○成果指標及び成果指標報酬額

成果指標	内容	成果連動額に対する割合
1. ①HbA1c、②eGFRの数値のいずれかが事業実施前後で同じか改善した人数又は医療機関で糖尿病の治療を開始した人数 2. 血圧の数値が事業実施前後で改善した人数又は心疾患について循環器科にて治療を開始した人数	左記の1と2の合計が20人以上	100%
	15人以上20人未満	70%
	15人未満	40%

※成果連動部分は、

- ・重症化予防における指導対象者の事業開始前（データ分析結果）と事業終了後の血液検査の結果により、上記1の①・②のいずれもの数値が悪化していないか
- ・治療中断者等が医療機関で糖尿病の治療を開始したかどうか
- ・血圧の数値が事業開始前後で改善したかどうか

・心疾患で循環器科を受診したかどうか
を成果指標として定め、事業報告後に改善等した人数の合計を確認の上、追加
支払を行う。

(4) 連絡体制及び問い合わせに係る対応

本業務の実施にあたっては、本市と十分に協議の上、指示に従うこと。また、
事務連絡等の連絡方法及び緊急時における連絡・処置等に対応できる体制を講
じるとともに、受託者は、指導対象者又は事業参加者等から質問等があった場
合には、迅速かつ適切に対応すること。

(5) 提案書の内容遵守

提案書に記載した内容や実施回数、スケジュールなどは業務実施にあたって
遵守すること。ただし、相当の理由があるときは、本市と協議の上、変更する
ことができる。

(6) その他

ア 指導候補者の抽出に必要な業務データは、本市が所有する国保データベー
スシステムを受託者が端末操作を行うことにより提供する。

イ 業務データの抽出・保管にかかる作業については全て受託者において対応
し、費用についても全て受託者の負担とする。

IV. 池田市社会参加自立支援を軸とした介護予防プロジェクト業務

高齢化が進展する中、要介護状態に至る前の高齢者に対し、介護状態に陥る原因とな
る、加齢に伴う様々な心身機能の低下（フレイル）を予防する取組みを行う。

本市の実施する介護予防教室においては、参加者の固定化や男性の参加者が少ないな
どの課題があり、幅広い層に介護予防の普及啓発が十分に図られていない。

健康維持・増進に関心の低い層を中心とした介護予防プログラムを実施することで、
社会参加や介護予防につながる行動変容を促進し、自身や地域で介護予防に取り組むき
っかけを作ることを目的とし、フレイル予防に効果のある教室の実施やイベントの開催、
コミュニティ活動の支援、通いの場の創出、フレイル予防の取組みの技術的指導、情報
提供などを行う。

【対象者】

市内在住のおおむね65歳以上の高齢者のうち、主に要介護認定を受けていない池田市
民。特に普段から介護予防の取組みを行っていない、または介護予防の取組みに無関心
な者が望ましい。

(1) 介護予防プロジェクト業務

ア 対象者に対し継続的な参加が可能なプログラム（最低参加実人数として80人）及

び啓発・誘客等を目的としたイベント（上記Ⅱの事業と同時実施可）を実施すること
※提供するプログラムについては、社会参加に特に重点を置くこと。また、対面式と非対面式（オンライン）双方を活用すること。オンラインを活用する際は、参加者へのICTリテラシー向上のサポートを行うこと。

イ 参加者がフレイル予防のセルフマネジメントが行えるよう支援すること。

ウ 最低参加実人数として80名以上を確保すること。通年で継続的に参加できるプログラムとし、具体的な実施回数や各回の定員、オンライン併用等の構成については、最も効果的な事業展開を提案すること。

※天候等によりプログラムを実施できなかった場合でも、日程変更を行い、予定の回数を実施すること。

※本市の介護予防教室プログラムの規模感については以下のとおりである。なお、同様の内容での実施も可。

「ふくまる元気アップ教室」

目的：65歳以上を対象に介護予防の普及啓発を図る

内容：運動を中心に、栄養・口腔・認知症予防についての講座を取り入れたプログラム

頻度・期間：週1回5ヵ月全18回を1クールとし、年間2クール実施

参加人数：1回の参加者数は30人程度×4会場＝120人／クール

「脳トレエクササイズ」

目的：65歳以上を対象に認知症予防の普及啓発を図る

内容：運動と認知課題を組み合わせる認知症予防についてのプログラム

頻度・期間：週1回5ヵ月全18回を1クールとし、年間2クール実施

参加人数：1回の参加者数は40人程度×3教室＝120人／クール

エ 実施場所は、市内の高齢者が参加しやすい場所で、複数箇所で開催すること。

オ 単に介護予防プログラム等を実施するだけでなく、プログラム等の参加者が、プログラム以外での社会参加回数を増加させるなど、自主的な介護予防への取り組みを促すような具体的かつ継続的な事業展開や工夫を行うこと。

カ 事業に必要な資料、備品、消耗品等は受託者が用意すること。ただし、資料の内容については、事前に本市と調整を行うこと。

キ イベント、プログラムへの参加費は原則無料とするが、実費相当の金額を徴収することは可能とする。ただし、事前に本市へ相談し、指示に従うこと。

ク プログラムが継続・発展し、地域での通いの場となるような仕組み作りや工夫を行うこと。

ケ 介護予防プロジェクトの内容などわかるチラシやポスターを作成・印刷し、市内公共施設での掲示や、会場周辺の自治会等への配布を行う等、広く市民に対し周知・広報を行い、介護予防の取組みに無関心な者に届くよう積極的なアプローチ

を図ること。なお、作成物の内容にあたっては、本市と協議の上、決定するとともに、電子データを提出すること。また、その他集客に効果があると思われる広報、SNS等の媒体を活用するなど多様な手法の活用も検討すること。

コ 事前申込みの必要なプログラムがある場合は、事前申込みの受付を電話やWEBで行うこと。また、申込状況を随時集約のうえ本市へ報告すること。

サ 受託者は、参加者等から質問等があった場合には、迅速かつ適切に対応すること。

シ 実施にあたっては、感染症等の感染対策を十分踏まえた対応を行うこと。

(2) 報告及び事業評価について

受託者は本事業の計画や事業及び進捗、実績、集計等の内容について、必要に応じて本市と打合せを行うこと。また協議の内容について議事録を作成し、受託者及び本市の両方で共有すること。

ア 参加者総数

実施する介護予防プログラムへの概ね65歳以上の参加者の実人数。

イ アンケート結果

本市が指定する下記項目について、単独のプログラム及び継続的プログラムの参加者に対してアンケート調査を行うこと。アンケートの具体的な内容は、本市と協議するものとする。

ウ アンケート集計

アンケート結果のデータは、エクセル等で集計し、原本とともに本市に提出すること。

エ アンケート項目に係る数値

アンケート調査において、『本プログラムの参加を機会に、社会参加に対し前向きになれた（または意識が変わった）』と回答した者の割合（または人数）を指標とする。具体的なアンケート設問や測定手法については、事業効果を適切に評価できる内容を提案すること。オ 事業評価にあたっては、社会参加をしていない者の今後の参加意欲の変化や、社会参加をしている者は継続的な参加の見込み、効果等を報告すること。

(3) 費用の負担及び委託事業における成果連動

本業務にかかる全ての経費（チラシやポスターの作成、通知文書やチラシの送付に係る郵便料、電話等の通信費、事業実施に必要な交通費、会場使用料、講座講師の謝礼等、業務報告に係る書類作成経費等）は受託者の負担とする。

また、成果連動は、本業務の委託料全体のうち10%相当とし、事業完了後に委託料最低保証部分と併せて支払うものとする。成果連動部分は、次表の成果指

標により事業の実績に応じ支払うものとする。

① 事業参加者総数（委託料の8%相当）

募集定員に係る参加割合 （%）	成果連動額に 対する割合
0%以上40%未満	0%
40%以上65%未満	30%
65%以上90%未満	60%
90%以上	100%

② アンケート項目に係る数値（委託料の2%相当）

アンケート項目	評価指標	成果連動額に 対する割合
本プログラムの参加を機会に、社会参加に対し前向きになれた（または、意識が変わった）と回答した者の割合	50%～	100%